

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
17	診療所に係る病床設置許可の指定都市への移譲	厚生労働省	1
3	介護保険制度における住所地特例の適用対象の拡大	厚生労働省	2～15
18	介護支援専門員業務に係る監督事務の指定都市・中核市への移譲	厚生労働省	16～21
19	訪問看護ステーションの開業要件の緩和	厚生労働省	22～25
29	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化	国土交通省	26

診療所の病床設置等に係る許可について

地方側からの提案事項

都道府県知事が行う、診療所の病床設置等の許可（医療法第7条第3項）について、診療所の所在地が指定都市である場合には、当該権限について、指定都市の市長が行うこととすること。

現行制度

病院		診療所	
開設許可（医療法第7条第1項）	開設許可（医療法第7条第1項）	開設許可（医療法第7条第1項）	病床設置等の許可（医療法第7条第3項）
指定都市の許可 <small>※指定都市以外は都道府県</small> 注： 第4次分権一括法において、都道府県から指定都市へ権限を移譲。 指定都市の市長は、病院の開設の許可をしようとするときは、あらかじめ、医療計画の達成の推進のため、都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならない（地方自治法施行令第174条の35で医療法を読み替え）。	保健所設置市の許可 <small>※保健所設置市以外は都道府県</small>	都道府県の許可 注： 在宅医療、へき地、小児医療、周産期医療等、医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載がある等の例外的場合、都道府県への届出。	

診療所の病床設置等に係る許可については、病院の開設許可等の権限移譲と同様に、指定都市の市長から都道府県知事に協議し、同意を求めるとした上で（※）、都道府県知事から指定都市の市長に権限を移譲する方向で検討を進める。

（注） 例外的場合として都道府県知事への届出としている規定については、指定都市の市長への届出とする方向で検討。

（※） 医療計画の達成の推進のために必要な規定であるため、都道府県との協議や同意については、地方自治法施行令において、医療法に読替規定を設けることにより措置する予定